

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議		
事務局 (担当課)		交通・地域安全課 電話042-769-8229 (直通)		
開催日時		令和6年4月26日(金) 10時00分～12時15分		
開催場所		エコパークさがみはら(環境情報センター) 2階 学習室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)		
	その他	0人(別紙のとおり)		
	事務局	5人(交通・地域安全課長、他4人)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		支援事例について個人情報が含まれる内容であるため。		
議 題		1 開 会 2 出席者紹介 3 正副会長選出 4 議 事 (1) 令和5年度犯罪被害者等支援実績について (2) 犯罪被害者等支援に関する周知・啓発取組状況について (3) 令和6年度の取組について (4) その他 5 閉 会		

議 事 の 要 旨

議事（１）（２）について、事務局から説明を行った。

高見委員 : 資料１の相談対応内訳で、犯罪種別ごとの割合で「その他（４４％）」とあるが、具体的な内容はなにか。

事務局 : 様々であるが、例えば電磁波の被害についての相談であったり、広報した内容に対してのご意見や、夫婦間など家庭内の問題についてのご相談等、犯罪被害とは捉えにくいもの等のご相談が多かった。

渡邊委員 : 昨年 11 月のハートバンド犯罪被害者団体ネットワーク全国大会に参加したが、体験発表をされた方に相模原市にお住まいの方がおり、相模原市から非常に良い支援を受けていると発表され、私自身もうれしく思ったし、その方は感謝していた。市民の周知はどこでも課題となっている。自分自身も事件の被害者になるまでは、自分のところには関係のない話だと無条件に思っていたし、そういう人が大部分だと思うので、いくら周知をしても右から左へ抜けていってしまうというのは多いと思うが、色々な機会を捉えて周知することによって、誰かが覚えていたり、頭の片隅に残っていて電話してみようという形になると思うので、一朝一夕にはではなく地道にやっていくしかないと思っている。

職員周知については、東京都多摩市は職員研修を順番で必ず全職員が受けるように職員研修を行っている聞いたことがある。研修が一回りした後、職員から被害者相談室に支援が問い合わせがきて支援がつながったというケースが多いという。横浜市にも話をしたことがあるが、職員数が多いと全職員が研修を終えるにはいつまでかかるのかということになるが、それでも地道にやっていくしかないと考えている。

事務局 : 相模原市では 8 月に 1 度開催したのがはじまりではあるが、それだけでもその後、他部署から問い合わせの電話が入ることがあったので、地道な研修を実施したり職員間への周知は大事であると実感した。

永野委員 : 渡邊委員の話に関連するが、庁内各関係窓口職員に向けた研修となっているが、中級・上級幹部の方が被害者支援施策についてしっかりと理解されているのかということも考える必要がある。職員が支援調整をしていくには時間もかかり厳しい面があるため、その点、中級・上級幹部が支援調整に関わることでスピーディーになるのではないかと。あと 1 つは、被害者支援施策についてはまちづくりの基本であるということ。昨日の新聞で人口戦略会議について記載があ

り、若い女性が半減するという内容で、対策が喫緊の課題であると指摘されている。被害者の方は、被害に遭う前の場所に住んでいたいという希望を多くの方が思っている。実際に能登半島地震で被災された方の大半が、元の場所に住みたいと言っており、そうすることで被害の回復が早まるとも言われている。被害者の方が住みやすい街というのは、全ての方にとっても住みやすい街であるということである。幹部職員に街づくりの基本である被害者支援をしっかりと理解していただき、人口の流出を防ぎ他市から流入を招くような良い施策によって人口を維持していくことが、被害者支援には望まれているのではないかと思う。現在の相模原市の取り組みは非常に良いものだと思う。「漏れのない支援」と話があったが、それこそが「途切れない支援」そのものであることから、窓口職員だけでなく幹部級の職員に対する研修で、漏れのない支援を実現していただきたい。中長期的な面で子育て支援と同じように街づくりの基本となってくる。性犯罪被害に遭われる女性が被害後も同じ場所に住んでいられるような住みやすい街づくりが被害者支援の根本で求められていると思う。

事務局 : 条例制定の庁議の中で、各部局の幹部職員に対し説明してきたが、今後もより多くの職員が条例の意義を理解して職務に当たれるように色々な機会で行っていききたい。

笹野委員 : 包括化推進員向けの研修とあるが、本来は全職員に周知が行き渡るはずだが、包括化推進員が他の職員に伝えるという役割が十分にこなされていないのではないかと。犯罪被害者等への関わり方と、案内窓口はどこかという2点に絞り、全職員にメモ書きで持たせる等して周知を図るのも一つの方策である。

永野委員の発言のとおり、幹部レベルや経営層（部長、局長等）研修で、例えば永野所長が講師となり被害者支援がまちづくりの根幹にあるということを伝える機会を設けること等を具体的に考えてみてはどうか。

柴田委員 : 被害者への周知と職員への周知の2本立てである。前者は、警察でほぼ確実に案内をしており、被害者は気が動転しているものだが、1週間後など、時間が経ってもらったパンフレットを見て電話をかけてくるというパターンが多い。最終的に、被害者からの連絡がどこにくるとしても、サポートステーションの枠組みの中での連携や条例を制定している市との連携等で、円滑に行われていると思う。警察職員の周知については、全職員というのは非常に難しく、担当

している者しかわからないことも多いが、各警察署にある住民相談係が一番被害者支援制度について詳しいため、交番の警察官等が対応してわからない時には必ず住民相談係やわかる者につなげるように伝え、「わからない」で終わらないように教養している。

事務局

: 包括化推進員について、被害者への関わり方と窓口の連絡先の2点に絞って伝えていく取組は効果的であると感じた。管理職向け研修部門にも働きかけをしてみたいと思う。

柴田委員の話で多機関連携の話が出たが、今年1月に警察庁の会議に出席した際にポイントとなっていたのが多機関ワンストップと機関内ワンストップであった。相模原市では規模の関係もあり庁内での連携は顔の見える関係ができていると思うが、多機関連携となると柴田委員の意見のとおり現実問題として難しい面もある。他機関ワンストップのハンドリングは都道府県が担うのが望ましいと期待もされ、あるべき姿だとは思いますが現状難しい点もあると思っている。市町村コーディネーターの方をサポートする仕組みも必要ではないかと話をさせていただいた。

宇田川委員

: 課題について3点触れたい。1点目は、支援メニューごとの偏りについては、あまり課題として考えなくても良いのではないかと考える。カウンセリングのニーズは重大被害にあわれた方ほどニーズがあるので、引き続き支援メニューとしてあってほしい。転居支援も性被害に遭われた方等が対象になり、深刻な課題でもあるため、まず市の支援メニューとしてあるということが重要であると考えます。

2点目の警察との連携強化について、発生件数に対して支援件数が少ないということだが、相模原市の令和6年2月までの犯罪発生件数で、窃盗犯が81%を占めている。相模原市は自転車盗が非常に多い特徴があり、実態として罪種の偏りがあるので、犯罪の認知件数の実数を見て検討するのがよいのではないかと。

3点目は周知啓発については、その人それぞれに必要な情報を取捨選択しているのが難しいものであるが、重篤な犯罪被害に遭われた方など整形外科や婦人科、精神科等を受診される方がいると思うので、医師会と連携して医療機関にパンフレット等を置き周知するとよいのではないかと。

事務局

: ご指摘いただいた3点のアドバイスについて検討していきたい。

支援メニューの偏りについてだが、令和5年度の予算は480万ほどある中で半分程度の執行率であった。庁内的には、執行率も注目する点であり、財政当局とも交渉しながら必要な支援を残していき

い。その他貴重なご意見をありがとうございました。

生方委員 : 支援メニューの利用の偏りについてだが、カウンセリングについては支援室やサポートステーションで事前にある程度実施できる体制があり、市に利用申請があるのは時間経過し長期化するケースだと思うので今後利用件数は増えていくのではないかと感じる。

学校等での二次被害については、想像以上に多いと感じている。被害者と加害者が同じ学校で学ばなければならない状況となり、結果被害者が転校することが多い。学校内での現状も受け止め、各学校の校長、教頭等にも、被害者支援の実態を知っていただくことが必要だと感じている。

事務局 : 学校教育課が被害者支援の庁内検討会議の構成メンバーに入っているため、今の話や学校内での被害者支援の教育等も含め、引き続き検討していきたい。

渡邊委員 : 二次被害について、特殊なケースなので参考となるがわからないが、兵庫県明石市で被害者の方が明石市の条例制定の委員を務めていたという関係もあり、犯人が「絶歌」という本を出した際に、明石市では条例を元に被害者に対して二次被害を与えるような行動は慎んでほしいと、市内の全書店に対して書籍を置くのは構わないが、市としてはできるだけ取り扱わないで欲しいと要望した結果、明石市の全ての書店で本が消え、市立図書館にも置かないという形が取られた。事業者に対して直接、条例をもとに理解を求める活動は行ってよいと思う。

竹島委員 : 周知啓発について重なることも多いが、専門職や有識者の方の中に、必ず当事者や当事者家族をいれてもらうことをお願いしたい。支援制度を利用していくにあたり、被害者のためになるのか、一方通行の支援になっていないかを常に考えていただきたい。ある自治体窓口で長年犯罪被害者支援に携わってこられた職員は、支援と共に被害者の声を聴くことが必要だと言っていた。

私は常に被害者の気持に共感することが何よりも大切だと感じている。研修等、今後も被害者の声を聴く機会を続けてほしい。

交通事件に関しては、障害者になる方も多く、若年層、小中学生などが被害者になることも多いため、できることなら復学を望む方も多いが、学校側の理解が必要となってくる。一人の教員が高次脳機能障害について勉強され、教員間で連携して対応された事例もあるが、一職員がなかなかできるものではないので、市等が長いスパンで行っていくことも考えていただきたい。

事務局 : 有識者会議の中に当事者の方を含めるという点について、本市では継続したいと考えており、他市からの調査等があった場合にもそのように助言したい。また、支援が一方通行にならないようにということは忘れてはならないと感じているので、次の職員にも引継ぎをしっかりと行っていきたい。

永野委員 : 学校の話が多く出たが、被害者支援自体が被害者になってからの支援がメインだが、学校との連携の中で、被害者になる前の教育、予防教育が今後非常に重要になってくると思っている。条例制定段階で学校教育の現場において被害者支援の重要性、必要性を訴えていくと言われていたと思うが、その点については非常に共感した記憶がある。相模原市内の中学全て39校、高校は18校ある中で、令和元年から令和5年までに命の大切さを学ぶ教室が実施された学校は、今年の3月に東林中学、23年10月に相模田名高等学校、23年2月に東林中学校と、非常に少ない。東林中学は定期的に依頼があり実施している。命の大切さを学ぶ教室では、いじめの問題も内容に含まれている。学校の現場の中で教員がいじめの内容について教育していくことが難しいのであればなおのこと、命の大切さを学ぶ教室等の外部の被害者支援に携わるものをもっと活用して取り組んでもらいたい。条例の中に組み込むことは難しいところがあると思うが、学校関係機関でしっかりと再度検討していただきたい。熱心に取り組んでいる学校は必ず再度のオファーがきている。私立中高が多く、関心度が高い。学校関係者から聞いた話では、学校教育の現場では被害者支援よりも薬物の乱用防止に力をいれている学校が多数だというが、同様に学校教育の場において被害者支援の重要性についての教育は重要だと考えている。

事務局 : 「命の大切さを学ぶ教室」があることを、相模原市教育委員会側が知らない可能性が高い。

永野委員 : 教室の実施依頼は各警察が窓口になっているが、それを教育委員会が知らないという可能性はある。支援センターが学校に対して直接アピールできる体制ができればよい。

事務局 : 命の大切さを学ぶ教室の内容等、再度確認させていただいた上で、教育委員会に話をしてみたいと思う。

議事(3)について、事務局より説明を行った。

高見委員 : 支援施策について、県では3月に第四期の計画を策定し、新しく見舞金制度と市町村への補助金制度を制定したところである。

県内の市町村には30%しか条例がないという現状があるため、まずは底上げを図る目的で、新たに市町村支援専門のコーディネーターを配置したため、ぜひ活用してもらいたい。県がハブとなってコーディネートしていく必要があると考える中で、県内の全ての市町村に条例ができるよう、底上げにまず取り組んでいきたい。

柴田委員 : 犯罪被害者給付金について、国の有識者会議で犯罪被害者給付金制度の抜本的強化について話があり、幼い子どもが被害に遭った場合、非常に少ない金額であることが問題としてあげられていた。改正案では、被害者に生計維持家族がない場合、基礎金額が倍になり遺族給付金が足されることで約320万から約1,000万に増額されることになった。さらに、生計維持家族がある場合も2,000万から3,000万に増額される見通しで、6月中旬以降の被害が適用される予定となっている。

事務局 : 情報共有いただきありがとうございます。今年度の取り組みはみなさまからの意見を踏まえ、より良い支援ができるように取り組んでいきたい。説明の補足だが、会計年度任用職員の追加については2名体制ではなく、平日に毎日相談員を置けるように増員するということである。

永野委員 : 支援対象者の掘り起こしは賛成である。支援センターでは「潜在被害者」という言葉を使っているが、主に家庭内の性被害性暴力の被害者等は、時間経過して発覚した場合、支援センターでは支援対象者として外れてしまう。そのような場合に、市では支援対象者として捉えてもらうことができれば、是非、連携させてもらいたい。

事務局 : 条例施行前の犯罪被害は、条例に基づく個別施策の対象とできないが、庁内の既存の支援の中での相談には対応できると思う。引き続き情報やアイデアを共有してもらいたい。

柴田委員 : 目撃者のカウンセリング希望が多い。
交通事故の目撃者がPTSDになってしまうことなどがあるが、現行の法律上被害者には該当しない。横浜市では「家族等」に目撃者が含まれるとしてカウンセリング対象としていただいた事例があるので、同様に目撃者がカウンセリングを受けられるような作りにしてもらいたい。

事務局 : 犯罪の目撃者については、条例制定時に整理した中で犯罪被害者等に含まれないものと整理させてもらっているが、横浜市にも聞いてみて参考にしたいと思う。

議事（４）については非公開

以上

模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	会 長	出席
2	宇田川 隼	神奈川県弁護士会	副会長	出席
3	生方 智恵子	公認心理士 (Counseling Room ウ ブカタ)		出席
4	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉 協議会		出席
5	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会		出席
6	竹島 康美	特定非営利活動法人交通事故後 遺障害者家族の会		出席
7	永野 弘幸	認定特定非営利活動法人 神奈 川被害者支援センター		出席
8	柴田 訓	神奈川県警察本部 警務課 被 害者支援室		出席
9	高見 理恵子	神奈川県くらし安全交通課		出席